

○北信保健衛生施設組合一般職の職員の給料の切替等に関する規則

(昭和 57 年 3 月 26 日 規則第 11 号)

北信保健衛生施設組合一般職の職員の給料の切替等に関する事項は、中野市一般職の職員の給料の切替等に関する規則（昭和 36 年中野市規則第 2 号）の例によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。